

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日、その翌日)

目次

- ◆訓 令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
- ◆告 示 自衛官の募集
保険医の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの

- 解除予定の保安林(二件)
 - 土地改良区の設立の認可
 - 土地改良区の役員の住所の変更
 - 土地改良事業計画の決定
 - 土地改良事業計画の適否の決定(六件)
 - 土地収用法による土地の立入り
- ◆選管告示
鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等
政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正

訓令

鳥取県訓令第六号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県職員勤務評定規程(昭和五十年十月鳥取県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「管理職手当の支給を受ける職員」の下に「並びに職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)別表に規定する参事、専門研究員及び技幹の職にある者」を加える。

別表中

課長	課長
青少年室長	婦人青少年室長

を

に、

に、

部 長
寮 長
神戸貿易事務所長

を

部 長
寮 長

に、

第一更生
児童相
喜多原
皆成
積善
保育専

室長(青少年室長、生活安定対策室長、出納室長及び係を置く室の長を除く。)	係 長	所 長	館 長	主計員 長	企画員 長	生活安定対策室 参事 長	船 長	被評定者が課又は室の内部組織に属さない職員にあつては、課長補佐又は室長補佐
課 長								
青少年室長 生活安定対策室長								

を

室長(婦人青少年室長、出納室長及び係を置く室の長を除く。)	係 長	所 長	館 長	主計員 長	企画員 長	船 長	被評定者が課又は室の内部組織に属さない職員にあつては、課長補佐又は室長補佐
課 長							
婦人青少年室長							

を

課 長	科 長	室 長	分 場 長	試験地 長	船 長	右以外の職員
場所 長	場所 長					
課 長	科 長	室 長	分 場 長	試験地 長	船 長	

指導所	談 所	学 園	学 園	学 園	門 学 院
児童相談所	喜多原学園	皆成学園	積善学園	保育専門学院	倉吉総合看護専門学校

を

に、

課長補佐	係 長	主 幹	右以外の職員
課 長	係 長	主 幹	

に、

課 長	科 長	室 長	分 場 長	船 長	右以外の職員
場所 長	場所 長				
課 長	科 長	室 長	分 場 長	船 長	

課	局 所
長	長 長

を

右以外の職員	課長補佐 係長 主幹	課長 補佐	課長 (鳥取土木出張所建築課長に限る。)
主係主幹	課長	課長	所長
課長	局 所	局 所	
長	長 長	長 長	

に改める。
附 則
この訓令は、昭和五十二年十月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百六十四号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百七十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十二年第三次自

衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 募集期間

昭和五十二年十月一日から同年十二月三十一日まで。ただし、女子については、昭和五十二年十月一日から同月二十二日までとする。

二 試験期日

1 男子については、募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。
(一) 日曜日
(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

2 女子については、昭和五十二年十月三十一日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市東町一丁目三〇五 自衛隊鳥取地方連絡部
倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所
米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

四 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五

号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

2 試験科目

- ア 筆記試験(国語(作文を含む)、社会及び数学)
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

鳥取県告示第七百六十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山崎 啓幸	鳥医第二、二二〇号	昭和五十二年九月一日
船曳 定美	鳥医第二、二二一号	昭和五十二年九月七日
藤原 寛太	鳥医第二、二二二号	〃
小山 典久	鳥歯第三五三号	昭和五十二年九月六日

鳥取県告示第七百六十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
野坂齒科医院	米子市福市字松ヶ坪 一七二五ノ一	昭和五十二年九月十六日
遠藤齒科診療所	西伯郡岸本町吉長四九	〃
石原医院	西伯郡淀江町大字淀江六六五	昭和五十二年九月九日

鳥取県告示第七百六十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
野坂歯科医院	米子市福本市字松ヶ坪 一七二五ノ一	全国	昭和五十二年九月十六日
遠藤歯科診療所	西伯郡岸本町吉長四九	"	"
石原 医院	西伯郡淀江町大字淀江 六六五	"	昭和五十二年九月九日

鳥取県告示第七百六十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山 崎 啓 幸	鳥国医第二、二二〇号	昭和五十二年九月一日
船 一 定 美	鳥国医第二、二二二号	昭和五十二年九月七日
藤 原 寛 太	鳥国医第二、二二三号	"
小 山 典、久	鳥国医第三五三三号	昭和五十二年九月六日

鳥取県告示第七百六十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字福本字家ノ向一三七の九、一三七の一〇、一三八の四

- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養

- 三 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第七百七十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字下畑字平内谷七八四の一（次の図に示す部分に限る。）、七八四の九
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十七号

八頭郡家町大字西御門一三番地波多野俊爾ほか三十三人の者から設立認可申請のあつた八頭中央土地改良区については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年九月二十六日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員に住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

香取土地改良区

理事	石原 賢
変更前	西伯郡大山町豊房二〇五二番地一七六
変更後	西伯郡大山町豊房二〇五二番地六四

鳥取県告示第七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十二年三月二十五日付けで八頭郡家町大字西御門一三番地波多野俊爾ほか三十三人の者から申請のあつた県営で行う土地改良(八頭中央地区ほ場整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良(八頭中央地区ほ場整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場、船岡町役場及び河原町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十四号

昭和五十二年八月三十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(小河内地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十五号

昭和五十二年八月三十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（恩地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十六号

昭和五十二年八月三十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（今泉地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十七号

昭和五十二年九月九日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(三部地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十八号

昭和五十二年九月九日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(二部地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十九号

昭和五十二年九月九日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(福居地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百八十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

日本鉄道建設公団

二 事業の種類

智頭線鉄道建設事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字智頭、大字南方、大字篠坂、大字毛谷、大字大内、大字山根及び大字中原地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十二年十月一日から昭和五十三年九月三十日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

昭和五十二年九月十日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 八、五〇三
- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、七二六
- 鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三九、〇〇九
- 米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三六、六三三
- 倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二二、〇〇八
- 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 八、五五七
- 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、七七一
- 八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、四〇〇
- 気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五、八三七

東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六、八九
 西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、六三
 日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、九九

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
八渡吉永後援会	福井 徳助	河島 延勇	倉吉市八屋四三五番一六 上大口土地改良区事務所	その他の政治団体
村田実後援会	遠藤 達雄	村田 春男	倉吉市福守町二四〇	"
杉根修後援会	中江 豊	山松 巖	倉吉市上米積四七〇の五	"
福井宗一後援会	清水 治	伊藤 績	倉吉市福庭一九九	"
杉原義人後援会	山本 整	太田 泰彦	倉吉市鴨河内二の二一〇	"
津村勝光後援会	水谷 正芳	岡崎 楠夫	倉吉市下田中四八六の一	"
藤原栄喜後援会	瀬戸統一郎	宮本 秀美	倉吉市山根六一の一	"
長柄正一後援会	瀬尾 一夫	長柄 義人	倉吉市谷二七九	"

大橋二郎後援会	日野 健彦	香川 五秀	倉吉市瀬崎町二七二六	"
河本三男後援会	木天 富治	稲並佐都留	倉吉市下古川一六八番一地	"
吉田勤後援会	森 仁寿	高橋 博美	倉吉市東鴨四六六	"

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	異動事項	新	旧
鳥取政経研究会	主たる事務所の所在地	鳥取市賀露町一一八八	鳥取市二階町二一三四 五蔵円ビル三階
宮崎正雄後援会	"	鳥取市賀露町一一八八	鳥取市二階町二一三四 五蔵円ビル三階
日本共産党 中部地区委員会	"	倉吉市金森町二九	倉吉市住吉町七

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改

正する。

昭和五十二年九月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

「鳥取県立西伯特別養護老人ホーム 西伯郡西伯町大字倭一三七」を

「鳥取県立西伯特別養護老人ホーム 西伯郡西伯町大字倭一三七

社会福祉法人大徳会軽費老人ホーム玉真園 西伯郡名和町大字大塚千歳

七二七」
に改める。